

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 措置入院患者等移送体制整備事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail : c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,542 千円 (現計予算額： 11,861 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	11,861	0	0	0	0	0	0	0	11,861
要求額	11,542	0	0	0	0	0	0	0	11,542
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

精神保健福祉法に基づき、警察官等から自傷他害のおそれのある者の通報を受理した場合は、24時間体制で県（保健所）が調査を行い、措置診察・入院を行う精神科病院へ対象者を搬送することとなっているが、通報件数や措置診察件数の増加、県と県警察との役割分担の明確化に伴い、保健所の移送業務体制の強化を図る必要がある。

令和6年度以降、一部保健所管内で夜間・休日の通報搬送に対応する搬送補助者を配置したところであるが、依然負担を抱えている保健所が存在している。

(2) 事業内容

県内7保健所で実施している移送業務において、夜間・休日の通報搬送に対応する搬送補助者を配置し、対象者の誘導や乗降補助、搬送中の容態観察等を行うことで、安全かつ適切な移送体制を整備する。

従来一部保健所のみで実施している事業を県内全域に拡大する。

(3) 県負担・補助率の考え方
県負担のみ

(4) 類似事業の有無
措置入院移送費

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	11,542	事業実施に係る業務委託
合計	11,542	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ
第8期岐阜県保健医療計画

(2) 国・他県の状況
15団体の府県において、搬送補助者の体制整備が行われている。

(3) 後年度の財政負担
あり（必要に応じて見直し）

(4) 事業主体及びその妥当性
精神保健福祉法において、措置診察・入院にかかる移送は、都道府県等が行うことと規定されているため、県による実施が妥当である。

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

精神保健福祉法に基づく警察官通報等による措置診察・入院のための移送業務に搬送補助者を配置することで、安全かつ適切な移送業務体制を整備する。

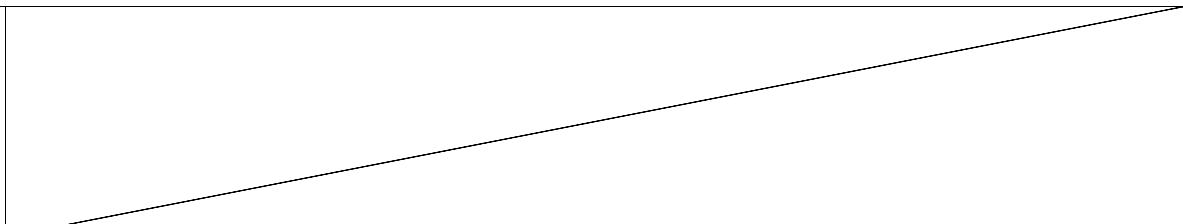
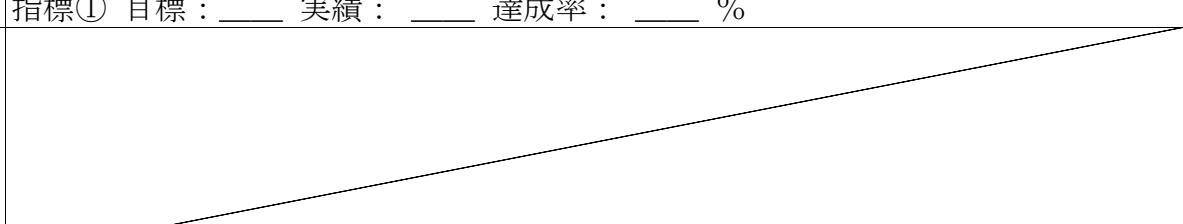
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R5)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R11)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

精神保健福祉法に基づく警察官等からの通報を受けて対応する業務であり、指標を設定することになじまない。

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和5年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和6年度	搬送補助 出動件数 24件 岐阜・西濃保健所管内で平日夜間及び休日において、従来搬送補助のため職員に課されていたオンコール待機が解消し、負担が軽減された。 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	通報件数や措置診察件数は増加傾向にあることから、事業の必要性は増加している。保健所職員へのアンケートからも、オンコール待機により日常生活に制限がかかり負担に感じているという訴えがある。
(評価) 3	搬送の技術や知識を持った事業者に委託することで、対象者を安全に移送することができている。
(評価) 2	事業の実施方法の効率化は図られているか 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

通報件数や措置診察件数の増加、また、県警察との役割分担の明確化に伴い、移送業務体制だけでなく、措置診察・入院にかかる夜間休日のオンコール体制が保健所職員の大きな負担となっている。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

自傷他害のおそれのある精神障がい者の医療及び保護のため、安全かつ適切な移送業務体制を整備していくことが必要であり、措置診察・入院にかかる保健所の業務体制全体の体制整備、全体業務の集約化も見据えて、更なる改善を検討していく。